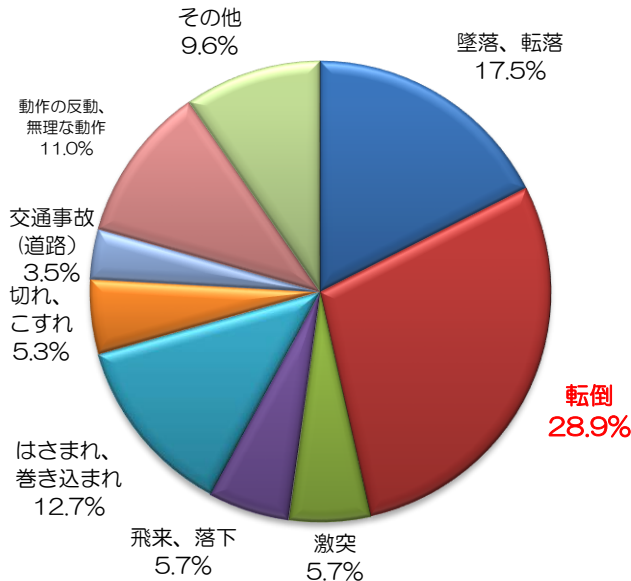




令和2年の労働災害発生状況

| 業種 (13次防重点業種) | 発生年 | 令和2年11月末 | | |
|------------------|---------------|----------|-----------|--------|
| | 令和元年 (確定値) | 死傷(死亡) | 前年 同期比 | 増減率 |
| 全産業 | 290(0) | 228(0) | -12 | -5.0% |
| 製造業 | 75 | 59 | +6 | 11.3% |
| 建設業 | 37 | 43 | +10 | 30.0% |
| 土木事業 | 13 | 9 | -3 | -25.0% |
| 建築事業 | 18 | 25 | +9 | 56.3% |
| その他建設業 | 6 | 9 | +4 | 80.0% |
| 陸上貨物運送事業 | 40 | 31 | -4 | -11.4% |
| 林業 | 2 | 4 | +2 | 100.0% |
| 小売業 | 38 | 19 | -14 | -42.4% |
| 社会福祉施設 | 30 | 21 | -7 | -25.0% |

【災害の傾向（事故の型別）】



令和2年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動

実施期間：令和2年12月1日(火)～令和3年1月31日(日)

実施事項（抜粋）

1.安全衛生管理体制に関する事項

- ① 経営トップによる安全衛生への所信表明、安全衛生パトロール等の実施
- ② 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- ③ 安全衛生管理活動の点検・評価、改善及び、新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成、実施

2.労働災害防止対策に関する事項

- ① 積雪・凍結による転倒災害防止対策の実施、点検（「STOP！転倒災害プロジェクト」）
- ② 高所からの墜落防止対策の実施、点検
- ③ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく、安全衛生教育の実施及び安全・健康に配慮した職場環境の改善
- ④ 安全衛生教育（職長教育・能力向上教育・再教育等）・研修等における情報通信機器の活用促進

3.健康確保対策・働き方改革に関する事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、※チェックリストの活用による職場状況の確認、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の促進
※ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- ② 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及びワークライフバランスの推進
- ③ 長時間にわたる時間外・休日労働を行う労働者に対する面接指導等の実施

4.その他の事項

- ① ロゴマーク「Safe Work ゼロ災MIYAGI」をスローガンとした労働災害防止活動の推進等、労働者の安全衛生意識を高揚するための行事の実施
- ② ポスターの掲示、安全衛生旗掲揚等、「見える」安全衛生活動の促進



Safe Work ゼロ災Miyagi のロゴマークは、宮城労働局のホームページよりダウンロードしてご利用いただけます！

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

厚生労働省では、年末の業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働ける職場環境をつくる機運を盛り上げることとしています。

宮城労働局では、ハラスメント対応特別相談窓口を開設しておりますので必要に応じご利用ください。

ハラスメント対応特別相談窓口

期間 令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）※土日祝を除く

受付時間 9時～16時30分

開設場所 宮城労働局 雇用環境・均等室

◆所在地 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎8階

◆電話番号 022-299-8844 / 022-299-8834

◆相談方法 電話及び来庁での相談に対応いたします。



宮城県の最低賃金《改定のお知らせ》

| | | |
|---------|-------|-----------------|
| 宮城県最低賃金 | 最低賃金額 | 効力発生日 2.10.1 |
| | 時間額 | |
| | 825円 | |

最低賃金
守ってね!



最低賃金制度の
マスコット
チェックマン

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

| 宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。 | 最低賃金額 | 適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。) | 効力発生日 |
|--|-------|--|---------|
| | 時間額 | | |
| 鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。) | 925円 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 | 2.12.15 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。) | 864円 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中の者 (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 | 2.12.20 |
| 自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) | 891円 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 | 2.12.24 |

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112